

# ハーグ条約事件<sup>(※1)</sup>のための 弁護士紹介窓口の 電話番号変更のお知らせ

2018年4月2日(月)より、ハーグ条約事件のための弁護士紹介窓口の電話番号を以下のとおり変更します。

## 03-3593-5650

現在の電話番号 0570-783-563

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く）  
午前10時～午後4時（正午から午後1時までを除く）

### こんな方はお電話ください

- 外国と日本国との間で子どもの連れ去り・連れ帰りがあった。
- 子どもの年齢が16歳未満である。
- 子どもの返還や面会交流を求めたい又は求められている。
- 弁護士を紹介して欲しい。

### お電話いただく前にご確認ください

- ・ お電話での法律相談は受け付けておりません。
- ・ 事案の内容をお伺いしてハーグ条約事件でなかった場合には、他の窓口をご案内することがあります。
- ・ 窓口での対応は、日本語のみとなっております。
- ・ ご紹介する弁護士は、東京の弁護士のみです。

(※1) 国際的な子の奪取の民法上の側面に関する条約

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

## ハーグ条約事件のための弁護士紹介窓口

# お電話から弁護士をご紹介するまでの流れ

まずは、ご本人又はご本人から依頼を受けた方がお電話ください。  
東京三弁護士会のいずれかの弁護士紹介窓口につながります。  
(東京三弁護士会とは、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会をいいます。)

# 03-3593-5650

受付時間:月曜～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時(正午から午後1時までを除く)

スタッフにお名前、連絡先、その他以下のような基本情報等をお伝えください。

- \*子どもの現在居住している国(同居しているかどうか)
  - \*子どもの年齢
  - \*ご相談概要(子どもの返還・面接交流を求める/求められている)
  - \*外務省、裁判所、弁護士会仲裁センター等から連絡や書類が届いているか
- ※お電話でご相談をお受けすることはできません。

上記の情報からハーグ条約事件にあたる可能性があるかと判断した場合、  
弁護士から連絡いたします。

ハーグ条約事件でない場合でも、お話の内容によっては他の窓口をご案内します。

弁護士から弁護士報酬などの受任にあたっての条件を提案しますので、  
それを踏まえて依頼するかどうかお決めください。